

【今月のお知らせ】

# Monthly News

## 今、国道23号線が危険！～交通事故多発道路～

平成16年中幸田町では、死亡事故が5件発生しましたが、そのうち3件が国道23号線での事故です。国道23号線は幸田町南部を横断する道路ですが、昨年、国道23号岡崎バイパスが西尾市家武町まで延伸され、本線と接続したことなどから飛躍的に交通量が増大し、特に大型車両の混入率も高まりスピードを出して通り過ぎる車も多いことから、重大事故を含めた人身事故の発生数が前年と比べ約40%増加し大変危険な道路となっています。

国道23号線を通行および横断する際は、  
十分注意しましょう！



12月11日須美で発生した死亡事故の様子

### カーブ手前での減速が原則

- ・自分の運転技術を過信せず、スピードは控えめに、カーブの手前では十分に減速し、視点を遠方において走行しましょう。
- ・急激なハンドル操作はバランスをくずし重大事故につながります。制限速度を守り安全運転を心がけましょう。

### 安全運転の基本

安全速度を守る  
車間距離を十分とる  
わき見運転をしない  
シートベルトを締める



### 平成16年交通事故死者数

区分	事故死者数	備考
全国	7,358人	1956年以来48年ぶりに7,500人を下回った。
愛知県	386人	全国ワースト2位
幸田町	5人	対前年比 -3人

### 国道23号線の事故データ

	15年	16年	増減
死亡	3	3	±0
重傷	4	1	-3
軽傷	26	44	+18
合計	33	48	+15



国道23号線  
交通事故 危険箇所マップ

■ = 危険箇所

## 各種手当をご存じでしょうか

児童の健全育成や高齢者および障害者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度（下表）があります。

対象になられると思われるかたで、まだ手当を受けていないかたは、手続きをしてください。

手続き場所

- ～ 福祉介護課福祉係（内線124）
- ～ 住民児童課保育児童課（内線117）



名 称	支給要件	所得制限
町心身障害者扶助費	身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を有するかた * 下記のかたは除きます 介護人が在宅介護手当受給者施設入所者 65歳以上の新規・転入手帳・等級変更の場合は、支給額の変更はありません。	無
町在宅介護手当	町内在住で在宅の満65歳以上の要介護3以上のかたを介護しているかた * 施設入所者などは除きます。	無
特別障害者手当	20歳以上で、知的または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするかた * 施設入居者、長期入院者は除きます。 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を重複して有するかた 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を有し、IQ20以下のかた 身体障害2級（一部を除く）以上の障害またはIQ20以下で、ほかに3級相当の障害を2つ以上有するかた 身体障害2級（一部を除く）以上の障害またはIQ20以下、もしくは、これと同程度の障害または病状を有するかたで、日常生活でほぼ全面介護を必要とするかた	有
障害児福祉手当	20歳未満で、知的または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な児童 * 施設入居者は除きます。 1級身体障害児 2級の身体障害児の一部（常時介護を必要とするかた） IQ20以下の知的障害児 上記と同程度の障害または病状で、常時介護を必要とするかた	有

名 称	支給要件	所得制限
県在宅重度障害者手当	身体障害者手帳1・2級 + IQ35以下のかた（1種） 身体障害者手帳1・2級（2種）のかた IQ35以下のかた（2種） 身体障害者手帳3級 + IQ50以下のかた（2種） 施設入居者および特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者は除きます。	有
児童手当（特例給付）	小学校第3学年修了前の児童を養育しているかた	有
児童扶養手当	父のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童（重・中度の心身障害児の場合は20歳未満）を、父母以外または母のみで養育しているかた * 老齢福祉年金または障害福祉年金以外の公的年金を受けているかたは除きます。 父が重度の心身障害者の場合は対象になります。	有
県遺児手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童（外国籍の児童も含む）を養育しているかた 親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。	有
町遺児家庭扶助費	父または母、もしくは、両親のいない義務教育終了前の児童（外国籍の児童も含む）を養育しているかた 親の一方が重度の心身障害者の場合は対象になります。	無
特別児童扶養手当	20歳未満の知的障害児（IQ50以下程度）および身体障害者（身体障害者手帳1・2・3級程度と4級の一部）を養育しているかた	有